

沖縄コンベンションセンター新型コロナウイルス感染症感染拡大予防策 実施誓約書

沖縄コンベンションセンター新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドラインに基づく、下記の拡大予防策を催事関係者に周知徹底し、実施することを誓約します。

(1) 催事主催者としての対策

ア 全館共通

- ① 催事主催者は、関係者の健康管理を徹底し、発熱等の症状がある場合は、催事運営に従事させない。
- ② 催事主催者は、施設使用期間の全日を通じて参加者の入場前の検温を実施する。
- ③ 催事主催者は、体温計、マスク、手指消毒液等その他感染予防策に必要な備品を用意する。
- ④ 催事主催者は、休憩時間などホワイエ使用の際、一度に休憩する人数を減らし、対面での会話や飲食を控えるよう周知する。
- ⑤ 準備～開催までの施設使用中は、2カ所以上の窓又は扉を開放し換気を徹底する。これらの換気対策が十分にとれない場合は、空調機または扇風機を準備し併用しながら工夫して開催する。
- ⑥ 催事主催者は、万が一感染が発生した場合に備え、参加者を追跡出来るような仕組みによる催事の案内及び開催を行い、参加者情報(氏名、居住地(県内在住者は市町村・県外在住者は都道府県)、緊急連絡先)を把握し、名簿を作成・保存する。この場合の個人情報の取り扱いは、法令を遵守するとともに適正な管理を徹底する。催事関係者(出演者、協力業者、スタッフ含む)についても同様とする。必要に応じ、公的機関による聞き取り等に協力し、必要な情報提供を行うこと。
- ⑦ 催事主催者は、上記①～⑥、及び以下(3)～(5)の感染予防策のほか、催事の特性に応じた感染予防策を講じるものとする。なお、催事責任者は事前に施設管理者より提示された「感染症拡大予防策の実施誓約書」にサインをし、催事関係者に感染予防策を周知徹底するものとする。

イ 劇場利用のコンサート・演劇等

- ① 換気対策は上記ア⑤を基本とし、かつ公演の前後及び公演の休憩中に会場内の換気を行うとともに、公演中も適切な換気を行う。
- ② 施設入口に施設管理者が設置した手指消毒液とは別に、催事主催者として受付および手指消毒用の消毒液は、不足が生じないように設置するものとする。
- ③ 座席は原則として指定席にするなどして、適切に感染予防措置がとれる席配置とするよう努めるものとする。
- ④ 座席の最前列席は舞台前から十分な距離を取り、また感染予防に対応した座席での対策(前後左右を空けた席配置、または距離を置くことと同等の効果を有する措置等)に努めることとし、その対策については施設管理者に申告し承諾を得るものとする。
- ⑤ 公演中の来場者同士の接触は控えていただくよう周知するほか、座席のひじ掛けの使用についても、左右いづれかに統一するようにする。
- ⑥ 来場者と接触するような演出(声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等)は行わないようにする。
- ⑦ 場内における会話は控えていただくよう周知する。
- ⑧ 稽古や仕込み・リハーサル・撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努める。
(参考:公益社団法人全国公立文化施設協会 令和2年5月14日付「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」)

ウ 展示棟利用のイベント・展示会等

- ① 最低通路幅は、2～3m程度以上の十分な幅を確保する。
- ② 来場者動線は、通路に人が密集しないよう抜け道等を工夫する。
- ③ 催事主催者は、出展者向けに発行する出展要項やマニュアル等に感染予防策を明記する等施工業者等含む出展関係者へ周知徹底し、その対策が取られているか定期的に巡回する。
- ④ 各出展者へは以下の事項を踏まえたブース運営を徹底するよう案内する。
 - a) 各出展ブースにおける実演やマイク・拡声器等による説明の際には、フェイスシールド・マスク等感染防止を徹底した上で実施する。
 - b) 各出展ブースにおける聴衆者用の席を設ける場合は、席配置の間隔を十分に空ける。
 - c) 商談テーブル設置の際には、飛沫感染対策として、アクリル板や透明ビニール等で遮蔽するかフェイスシールドを着用する等行う。
 - d) 各出展ブース内で使用する備品や出展品は頻繁に清拭消毒を行う。

(2) 入場者の整理

ア 密にならないための対策(「3つの密」を避ける)

- ① 使用する施設の規模は、催事参加者数の倍の収容人数を有するものとする。
- ② 参加者は施設の外(屋外)にて待機させ、屋内へは人が密集しないよう会場収容人数に合わせた人数ごとに入場させる。
- ③ 待機させるに当たっては、2m程度の間隔で待機位置を床表示し、参加者をその位置に並ばせ適切に誘導する。チケット窓口の行列についても同様とする。
- ④ 受付及び入場時間、休憩時間に余裕をもたせ、参加者の一時的な密集を回避する。特に休憩時間におけるトイレの混雑等が予想される場合、人が滞留しないよう、段階的な会場出入りや最低1m(可能な限り2m程度)の間隔を空けた整列等、運営上の工夫を行うものとする。
- ⑤ 入場整理の案内員を屋内外に配置し混乱と密集を回避する。
- ⑥ ホワイエ、ロビー等休憩スペースでは対面での飲食や会話を回避するよう表示やアナウンス等で案内する。

イ 発熱等の症状がある方の入場制限等

発熱や咳、咽頭痛などの症状がある者、過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合は、原則として入場を制限する。

ウ その他

催事の規模を、比較的少人数規模から段階的に拡大していく場合には、入場の際の検温において人体用サーモグラフィを導入するなど、速やかな入場を可能とするような工夫をする。

(3) 対人距離の確保の方法

ア 接触感染対策

- ① 受付では、主催者等関係者はビニール手袋を着用する等、手指の直接接触を回避する。
- ② 受付は、名刺等の受領を原則とする。やむを得ず用紙へ記名する場合は、都度、各者の手指や備品を消毒しながら行うものとする。
- ③ 着席による催事は、対面とならないように配席を工夫すると共に、隣同士の間隔を可能な限り広くする。
- ④ 飲み物の提供はペットボトル等を推奨し、コップ類をはじめ他人と共有する物品は極力配置しない。
- ⑤ 催事で使用するマイクやプロジェクターを扱う者はビニール手袋を着用し、質疑応答等で複数の者が使用するマイクはスタンドを活用するなど、参加者が直接手に触れないよう工夫をする。

イ 飛沫感染対策

- ① 受付では、アクリル板や透明ビニール等で遮蔽し、対面での開放箇所は受付に要する手元部分のみとするなど工夫する。
- ② 食事を伴う催事では弁当の提供を推奨し、ビュッフェ形式は当面の間、禁止とする。

(4) 感染が疑われる関係者が発生した場合の対応策

- ① 感染が疑われる者が発生した場合、速やかに救護室等別室へ隔離する。
- ② 対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底する。
- ③ 海外への渡航歴のある方や、感染患者との濃厚接触歴※などがあり、発熱や咳などの症状がある方だった場合、帰国者・接触者相談センター(中部保健所 098-938-9701)へ連絡し、指示を受ける。
※ 1. 疑い患者と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内など)があった
2. 適切な感染防護なしに疑い患者を診察・看護・介護した
3. 疑い患者のたんやつばなどに直接触れた可能性が高い
- ④ 主催者は以上の状況を当施設担当者に速やかに知らせるとともに、当該者が県外から来沖している場合は那覇港内に設置されている旅行者専用相談センター「Traveler's Access Center Okinawa: TACO(タコ)」に連絡し対応すること。

(5) その他、基本的な感染拡大予防策

- ① 鼻水、唾液などが付着したゴミは、ビニール袋に入れて密閉し処分する。
- ② マスクや手袋の使用後は、速やかに処分するとともに、石鹸と流水による手洗いを行う。
- ③ 高齢者や基礎疾患のある方が多数集うと見込まれる会合の開催に当たっては、感染した場合の重症化が懸念されることから、主催者において、巡回を強化する等より慎重で徹底した対応を実施する。

年 月 日

催事責任者 所属 _____

氏名 _____

印 (携帯番号 _____)